



日韓両国間に取極められるべき財産及び請求権の
処理に関する協定の基本要綱（日本側提案）

一 日本国及び大韓民国は、それぞれの国民（法人を含む。以下
同じ。）が相手国の領域において有する財産に関する権利（利
益及びその果実を含む。以下同じ。）並びに相手国及びその
国民に対して正当に取得したその他の権利を、相互に確認し、
その権利の行使が妨げられていたときは、これを回復する措
置を講ずるものとする。

二 前項の権利が国又はその国民の責任において侵害されている
ときは、その国又は国民は、それぞれ、これが原状回復又は
損害の補償の責を負うものとする。

三 第一項の回復の措置及び第二項の原状回復又は損害の補償の
方法等については、当該権利の種類に応じ別途協議するもの
とする。

一 日本国及び大韓民国は、連合軍最高司令官又は在韓米軍政府

本国民の財産の取扱に準じて取扱われるものとする。

四 (一) 日本国は、大韓民国の文化的世襲財産に属する美術的、歴史的又は考古学的価値を有する物件(以下文化財とす)で、無償でもたらされ且つ現に日本国が所有するものを、現状のまま、大韓民国に返還する。

(二) 大韓民国は、日本国又はその公共団体の所有に係る文化財で、教育その他の目的のため大韓民国の領域において展示され又は保有されているものを現状のまま、日本国又はその公共団体に返還する。

(三) 日本国は、旧日本陸軍参謀本部陸地測量部が作成した大韓民国領域の原図及び地図原版で、現に日本国が所有するものを、事情の許す限り、大韓民国に贈与する。

3 (四) 前三項の返還又は贈与の実施細目については別途協議するものとする。

(この基本要綱に基づいて、財産及び請求権の処理に關し、具體的には、大要別紙要領の通り措置するものとする。)

(別紙)

日韓兩國間の財産及び請求権処理要領(案)

一、資金運用部(旧預金部)資金特別会計

1、郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替

イ、一九四五年八月十五日以前、朝鮮總督府逋信官署に預入された、郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替については、日本において支拂うものとする。

ロ、一九四五年八月十六日以降、朝鮮總督府逋信官署に預入された、郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替については、大韓民国において支拂うものとする。

ハ、一九四五年八月十六日以降、日韓兩國において支拂済の郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替については、別途調整の措置を講ずるものとする。

5

2、簡易生命保険、郵便年金

イ、朝鮮總督府逋信官署との間に契約された簡易生命保険、

郵便年金については、大韓民国において支拂うものとする。
ロ、朝鮮總督府逓信官署との間に契約された間易生命保険、
郵便年金の余裕金にして、日本側に回金済みのものは、大
韓民国に引き渡すものとする。

3、貸付金

預金部の大韓民国地方公共団体及びその国民（法人を含む）
に対する貸付金は、当該債権者において、これを支拂うもの
とする。

4、前記1、2、3、における支拂の方法、調整の措置、引渡
の方法等については別途協議するものとする。

ニ在外本社株式關係

1、日本国は、日本国又はその国民が、大韓民国に本店の所在
する会社に対して有する株主権で、在韓米軍政府により売却
せられたものについては、その回復を主張しないものとする。

但し、売却により生じた売却代金は日本国又は当該国民に引き渡されるものとする。

2、大韓民国は、日本国又はその国民が、大韓民国に本店の所在する会社に対して有する株主権で在韓米軍政府により売却せられなかつたものについては、その株主権の存続を法的に確認するものとする。

3、前記1、2、における売却代金の引渡及び株主権の法的確認の方法等については別途協議するものとする。

三、公、社債関係

1、日本国の発行した公債及び日本国に本店の所在する会社の発行した社債については、その発行者が支拂の責を負うものとする。

但し、連合国最高司令官の指令に基き、無効とされた証券についてはこの限りではない。

2、大韓民国は、朝鮮事業公債法、米穀生産財源確保に關する法律等に基づき発行された公債の未償還残高等に相当する資金を、日本国に引き渡すものとする。

3、大韓民国における地方公共団体の発行した公債及び大韓民国に本店の所在する会社の発行した社債については、その発行者が支拂の責を負うものとする。

4、前記1、2、3、における支拂並びに引渡の方法等については別途協議するものとする。

四 日本銀行券

日本国は、日本銀行券について、日本銀行が債務者であることを確認するものとする。

その決済の方法については、別途協議するものとする。

五 朝鮮銀行券

大韓民国は朝鮮銀行券について、朝鮮銀行又はその承継者が

債務者であることを確認するものとする。

その決済の方法については別途協議するものとする。

六 被徴用韓人の未收金

日本国は、被徴用韓人の未收金にして、その請求権が、日本国及びその国民から正当に取得されたものである限り、その権利を確認するものとする。

その支拂の方法については、別途協議するものとする。

七 その他の財産及び請求権

日、韓両国は前記各項以外のその他の財産及び請求権についても、私有財産権尊重の原則に従い解決するものとする。

但し、連合国最高司令官又は在韓米軍政府の指令に従いその地域の地域において実施せられた措置の効果については、相互に尊重するものとする。

解決の具体的方法については、別途協議するものとする。